

## 「防犯指針」（素案）に関する意見募集の実施結果

## 1 意見募集の期間及び結果

募集期間	令和4年7月29日（金）～8月29日（月）
総意見数	19人 26件

※総意見数の内、「防犯指針」（素案）に関する意見17人23件を掲載

## 2 意見と対応

(1) 子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保に関する防犯指針

## ○ 子どもの安全確保

意見の内容	対応	関連頁
① 近年、児童虐待による痛ましい事件が報道されているが、こうした状況を解決するためには県民一体となって「子どもを守る」という気運を醸成する必要があると感じている。また、地域で子どもを見守り育てる文化が希薄になっていることから、新規指針（案）に示されていることは望ましいと思う。	児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害であり、子どもの生命・身体に関わるような重大な事件に発展するおそれもあることから、防犯指針において、児童虐待の防止に向けた理解の促進のほか、地域における児童虐待の早期発見や速やかな通告の必要性等を示して注意喚起を図り、地域ぐるみで各種取組を行うよう気運の醸成を図ってまいります。	9 ～ 10

## ○ 高齢者の安全確保

意見の内容	対応	関連頁
① 現行指針では、「子ども」のみを安全確保の対象としているが、少子高齢化が進み、高齢者を狙った特殊詐欺など悪質な犯罪被害が多発している現在、安全確保の対象とする犯罪被害弱者として「高齢者」を柱の一つとして加えることは適切である。 特に、安全確保に向けた取組として、具体的な取組例を丁寧に列記していることでより理解しやすい指針となっている。	高齢者を狙った特殊詐欺の増加や悪質商法の発生等昨今の犯罪情勢を踏まえ、新たに「高齢者の安全確保」を規定しております。 指針では、高齢者の安全確保のため、高齢者が日常生活の中で被害に遭うおそれのある侵入犯罪及び街頭犯罪のほか、主に高齢者が被害の対象となりやすい特殊詐欺、悪質商法に加え、高齢者虐待を防止するための具体的な取組を記載しており、県警ホームページのほか、高齢者を対象とした防犯教室等の機会を捉えて内容の周知を図ってまいります。	13 ～ 16
② 「高齢者の安全確保に向けた自主的な取組に努める。」とあるが、この項に列挙されている自主的な取組は、高齢者を含むすべての県民の安全確保を目指すものであり、この表現だと高齢者のためだけに取組を求めているような印象を受ける。 「日常的に実践するなど、日々の主体的な取組みによって高齢者の安全確保にもつなげていく。」といった表現の方がねらいが明確になると思う。	新たに規定した「高齢者の安全確保」は、高齢者を犯罪被害から守る取組方策として、高齢者自身の自主防犯と地域社会における支え合いを柱にしており、広く県民の安全確保を目的としたものではなく、高齢者に特化した各種取組方策となっております。	13

<p>③ 「安全確保に向けた地域における取組」の「事業者、各種団体による安全確保に向けた取組」や「地域における安全確保に向けた各種の取組」には、「高齢者の安全確保」の表現が繰り返し出てくるが、高齢者だけでなく広く県民生活に通じる課題（対策）について述べられているように思える。</p> <p>「高齢者の安全確保」として括るのであれば、なぜ高齢者が多く被害に遭いやすいのか、高齢者の特性（身体能力の低下、置かれている生活環境など）を踏まえた対策や工夫があると、説得力が出てくるように思える。</p>	<p>「高齢者の安全確保」は、広く県民の安全確保を目的としたものではなく、高齢者に特化した各種取組方策となっており、「安全確保に向けた地域における取組」として、「事業者や各種団体の取組」と「地域の取組」を示しております。</p> <p>防犯指針では、県警ホームページに高齢者に係る犯罪情勢や主に高齢者を狙った手口等の関連資料を掲載するなど、工夫を凝らした広報啓発を図ってまいります。</p>	<p>1 5</p>
--	---	------------

○ 女性の安全確保

意見の内容	対応	関連頁
<p>① 細部にまで気を配っている防犯指針だと思う。</p> <p>世の中全体が弱者をいかに守るかを学び、弱者も防犯教室や護身術講座等を経験して、自身を守れるよう注意喚起しなければと感じた。</p>	<p>県内では、女性を対象とした、性犯罪をはじめとする悪質な犯罪が依然として発生していることから、本指針では、「安全確保に向けた自主的な取組」や「安全確保に向けた地域における取組」について、具体的な取組方策を示しています。</p> <p>また、自主的な取組となる防犯教室や護身術講座等への積極的な参加促進のため効果的な広報啓発を図ってまいります。</p>	<p>1 9 ～ 2 3</p>
<p>② 犯罪情勢について関心を持つことは大切なことだと思う。</p> <p>スマートフォン等の注視、イヤホンで音楽を聴くなどの行為は若い人たちにとって多く見られる光景でありこれは最も注意すべき点であることから家庭や学校においてもしっかり指導をしていただきたい。</p> <p>また、自分自身や相手を思いやることを教育・啓発することを強く望みたい。</p>	<p>本指針では、安全確保に向けた自主的な取組として、「性犯罪等に関する情報の把握」を示しており、犯罪発生状況や不審者情報、防犯対策を効果的に発信し、犯罪情勢に関心を持つような広報啓発の推進を図ってまいります。</p> <p>また、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施し、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身につける教育の推進を図ってまいります。</p>	<p>1 9 ～ 2 3</p>
<p>③ 「婦人相談所」というのが出てくるがこれは正式名称なのか。</p> <p>「婦人」とは「成人の女性」という意味なので若年層も含めるのなら「女性相談所」とするべきではないか。</p>	<p>「婦人相談所」は、売春防止法第 34 条に基づき各都道府県に設置されていますが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じています。</p> <p>令和 4 年 5 月 19 日に成立した、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に名称</p>	<p>2 1</p>

	変更するとされていますが、同法は令和6年4月1日に施行されることから、現時点では旧来の「婦人相談所」という表記にしております。	
④ 「被害の拡大防止」に相談窓口等の把握として「緊急時における避難等の支援を受けるため、警察、婦人相談所、性被害ワンストップセンター等の相談機関による相談窓口の電話番号等を把握しておく。」とあるが、これは「ストーカー」対策に限らず、性犯罪すべてに共通したもののように思う。	<p>ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きく、早期の段階で被害者等が関係機関につながる事が重要であることから、被害の拡大防止のために「相談窓口等の把握」を表記したものです。</p> <p>性犯罪を含む主に女性が被害対象となる犯罪被害防止のため、相談機関の周知を図ってまいります。</p>	21

## (2) インターネットの安全利用に関する防犯指針

意見の内容	対応	関連頁
① ソフトウェアによっては更新ではなく「アップデート」という用語を使用しているものもあるのでOSやソフトウェアの更新（アップデート）と「アップデート」と「更新」が結びつくように書き換えをお願いする。	<p>更新とアップデートは同じ意味であり、アップデートはインターネット用語として浸透しています。</p> <p>御意見のとおり、更新（アップデート）と追記いたします。</p>	27
② 「安全なパスワードの管理方法として、ノート等のメモ帳に記入する」等、アナログ的管理について記述してあると良いと思う。	<p>パスワードをノート等のメモ帳に記入した場合は、本人以外の第三者が不正にパスワードを知りうる可能性もあることから、管理方法については具体的には明示しておりません。</p>	27
③ バックアップの実施と設定の確認とあるが、バックアップからリカバリーできるところまで確認する旨を追記した方が良いと思う。	<p>定期的なバックアップはコンピュータウイルス対策として、県民や事業者の皆様へ最低限実践していただきたい内容を例示しております。</p> <p>御意見につきましては、今後の啓発の参考とさせていただきます。</p>	27
④ 添付ファイルや URL の確認について、電子メールや手口が巧妙になっているので、「巧妙」という文言があれば、よりわかりやすいと思う。 また、どのような内容のメールが送られてくるのか例示すればわかりやすいと思う。 例えば、Eメール、SMS等（手段・媒体）で『おめでとう、当選しました』『（通信会社名）請求のお知らせ』等（内容）。 ただ、例示された以外は安全なのだと開いてしまう可能性は懸念される。	<p>御意見のとおり、個人情報盗む等の手口は巧妙化していることから追記いたします。</p> <p>また、不審な電子メールの内容は社会情勢に伴い内容が変化しておりますので、御意見のとおり例示されていないものは安全だと誤解される可能性があります。</p> <p>指針の内容は必要最低限の表現に留め、不審メールの内容や手口の例示は、オトモボリス等でのタイムリーな情報発信を図ってまいります。</p>	27
⑤ 「インターネット上の情報は正しいもののみでなく、誤ったものや悪意に基づくも	<p>この項では、インターネットの機能的な特徴を例示しており、インターネット上の情報の内</p>	28

<p>のもあるため、善し悪しの判断は注意深く行う必要がある。」という特徴も記載したらどうか。</p>	<p>容の特徴や判断基準も併せての例示は、インターネットを安全に利用するためのルールを理解などのインターネットリテラシーに関わってくるものと考えます。</p>	
<p>⑥ 「匿名性の濫用に対する注意喚起」について所定の手続きの内容を具体的に記述し、発信者の判明につながる事がわかるようにしてはどうか。</p>	<p>この項では、インターネットの特徴の理解について説明しております。具体的な手続きにつきましては、関連情報に相談先等の情報を掲載しております。</p>	28
<p>⑦ 犯罪の一つとして、メールやSMSメッセージで料金等の請求や支払義務などの悪意ある内容のものがあるが、そのメールやメッセージに法的な有効性がないことを周知することで、受け取った方々の判断基準の一つになるのではないかと。 請求方法として、何が法的に有効で、何が有効でないかを皆が知れば、犯罪数も減ると思う。</p>	<p>御意見のとおり、架空請求等の不審なメールの内容等を広報周知することでインターネット犯罪被害の減少に繋がるものと考えております。 なお、指針の内容は必要最低限の表現に留め、不審メールの内容や手口の例示は、オトモポリス等でのタイムリーな情報発信を図ってまいります。</p>	28
<p>⑧ 「著作物の取扱い」について、「違法アップロード（著作権者の「特許」を得ないままインターネット上などに公開する行為）や、違法ダウンロード（「侵害コンテンツ」を自身のパソコンやスマートフォンに保存する行為）は、犯罪です。」と文章を追記したら良いと思う。</p>	<p>この項では、適切なSNS等の利用として著作物の取扱いの留意点を示しております。 なお、関連情報に「海賊版対策情報ポータルサイト（文化庁）」の情報を掲載します。</p>	29
<p>⑨ 「セキュリティインシデントやサイバー攻撃の被害を受けたときの警察への通報・相談」について、電話をするのは少しハードルが高いと思う人のために情報提供のページアドレスを併記してはどうか。</p>	<p>サイバー犯罪に関する相談は、電話（県警サイバー110番）やメールで受け付けております。 御意見のとおり電話をするのに抵抗がある方のため、サイバー犯罪に関する相談のホームページのアドレスを掲載することとします。</p>	31
<p>⑩ 「セキュリティインシデントやサイバー攻撃の被害を受けたときの警察への通報・相談」について、「県警サイバー110番」への通報内容の例にある「不審メール等の受信状況」の「状況」とは「状況と内容」のことだと把握してよいか。それならば、「内容」の文言を加えた方がよいのではないかと。</p>	<p>御意見のとおり、「・認知した日時・発生場所・不審メール等の内容・コンピュータウイルス対策ソフトの検知状況」に表現を修正します。</p>	31
<p>⑪ 「インターネットを安全に利用するための社会的な取組の推進」の「被害を防止するための社会的な取組」として「防犯教室・セミナー等の開催・支援」で、防犯教室・セミナー等の開催を行い、受講者には受講者証（PDFファイル、受講者自らダウンロード）を発行して、親子でインターネットを安</p>	<p>インターネットを安全に利用するための社会的な取組として、防犯教室の開催は必要不可欠であり、受講者証の発行や親子での受講等、学校におけるイベント等は防犯意識の向上に繋がるものと思われまます。 御意見の内容は、今後の参考とさせていただきます。</p>	31

<p>全に利用するための気持ちを共有するイベントになるように図ってはどうか。</p> <p>また、学校における教育活動の一環としてGIGAスクール構想に準じクラスにおいても、当イベントを行うことを企画し、具体的な実施は、サイバー防犯ボランティアの皆さんに協力をお願いすることも考えられる。</p>		
--	--	--

(3) 住宅の用に供する建築物に関する防犯指針

意見の内容	対応	関連頁
<p>① 防犯カメラ設置の方策があっても良いのではないかと。 公衆トイレの防犯対策も必要と思う。</p>	<p>この指針は、共同住宅の共用部分について、具体的な手法等を一般的に示したものであり、指針に示す以外の手法等が必要な場合もあります。なお、「(11) その他の施設 オ 防犯カメラ」に、「周囲からの見通しが確保されていない場所については、防犯カメラを設置する。」と示しています。また、公衆トイレの防犯対策については、「道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針」のうち、「2公園」に示しています。</p>	46

(4) その他

意見の内容	対応	関連頁
<p>① 防犯カメラは必要だと思う。 犯罪や交通事故が起きた時、「何故、どのようにして事故が起こったのか」確認する事が出来る。必要不可欠だと思う。</p>	<p>防犯カメラは、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策の1つとして有効性が認識され、商業施設や金融機関、駐車場等での普及が進み、市町や町内会等などが公共空間に防犯カメラを設置するケースも増えています。</p> <p>県で策定した、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を周知し、適切な設置・運用を推進してまいります。</p>	
<p>② 自分が住んでいる地域は、街灯が少なく子供が小さいことから、パトロールの実施や防犯カメラの設置をして欲しい。</p>		
<p>③ 犯罪や事故が減らないのは、犯罪発生場所や具体的な犯罪内容(手口)を告知する警察の広報活動(オトモボリス・チラシ等)が、あまりに抽象的で公表が遅い為、身近な犯罪として捉えられておらず、住民に危機感や交通事故防止・防犯意識が生まれていない。</p> <p>事件事故の発生場所や内容にオブラートをかけた過剰な個人情報保護は止めるべきだ。</p>	<p>県民の防犯意識の向上のため、犯罪発生情報等を広報することは有効な方策と考えており、速やかに県警メールマガジンやオトモボリス等で情報発信しているところですが、公表する内容によっては捜査上支障が生じたり、被害者が特定される可能性があること等から発生日時・場所・概要・防犯上のポイントについて情報発信しています。</p> <p>なお、県警察において特殊詐欺予兆電話を把握した際は、県警メールマガジン等に加えて、各市区町の防犯担当部署に直接情報を発信し、各市区町からも住民への注意喚起を行っていま</p>	

	す。 今後も適切な情報発信により、県民の防犯意識の向上を図ってまいります。	
--	--	--

※ 御意見のうち、内容について原文を一部要約して掲載しています。なお、具体的な内容を判断できなかったもの、「防犯指針」（素案）対象外、パブリックコメント制度そのものに対する意見については、掲載していません。